

関係官庁に対する手続き

非常用自家発電装置を設置する際には、下記関係官庁に対して請手続きを必要とします。

1. 経済産業局申請手続き

- 工事計画届出
A 重油燃料換算50L/h以上の場合、工事着工30日前までに届出。
 - 1) 設置が必要とする理由書
 - 2) 公害防止に関する工事計画書
 - 3) ばい煙に関する説明書
 - 4) 同上用 添付書類

2. 消防署申請手続き

- 電気設備設置（変更）届出（工事開始3日前）
発電機容量には関係なく設置前に届出る。
 - 1) 電気設備設置（変更）届出書
 - 2) 仕様書または説明書（添付図書）
 - (イ) 仕様書または説明書
 - (ロ) 位置図（設置付近図）
 - (ハ) 設置場所の平面図、立面図
 - (ニ) 機器の配置図（平面図、立面図）
 - (ホ) 運転制御図（シーケンス図）
 - (ヘ) 負荷設備系統図（単、3線結線図）
 - (ト) 耐震計算書
 - (チ) 容量計算書
 - 少量危険物貯蔵、取扱届出
重油の場合400L以上2000L未満、軽油の場合200L以上1000L未満を取扱う場合、工事着工前に届出。
 - 1) 少量危険物貯蔵、取扱届出書
 - 2) 添付書類……各市町村条例の規定による。
 - 危険物（重油の場合2000L以上、軽油の場合1000L以上）を貯蔵する場合、設置工事開始前に届出る。
 - 1) 危険物貯蔵所（取扱所）設置許可申請書
 - 2) タンク構造設備明細書
 - 3) 添付図面
 - (イ) 付近見取図
 - (ロ) 敷地平面図
 - (ハ) 建物配置図（敷地平面図と兼用でも可、設備場所明記）
 - (ニ) 一階平面図（通気管の上立り位置注油口の位置配管）
 - (ホ) 設置を行う階屋の平面図（設置場所の明記）
 - (ヘ) 設備の配管詳細図
 - (ト) タンク図
- 危険物保安監督選任届出書……竣工前
- タンク検査申請書……配管工事前
- 危険物貯蔵所（取扱所）完成検査申請書……工事完成まで

3. 労働基準監督署手続き

- 建築物機械等設置届
軽油・灯油の場合500L以上、重油（引火点65℃以上）の場合2000L以上を取り扱う場合、工事着工30日前までに届出。

お手数ですが、ご照会の際には次の事項をご提示ください。

1. 用途： 防災用 一般非常用
2. 設置条件： 標準（気温 $-5^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$ 、高度300m以下）
標準外（気温 $^{\circ}\text{C}$ 、高度 m）
3. 設置場所： 屋外（屋上・平地、塩害地区）
屋内（専用室、共用室、階）
地階などに搬入の場合、完全艤装のまま持ち込めることを予めご確認願います。
4. 所要出力（あるいは機種）
出力 kVA 電圧 V 周波数 Hz
5. 外観構造：
キュービクル型 オープン型 低騒音型（ dB）
6. エンジン冷却方式：
ラジエータ冷却方式 放水式
7. エンジン回転数：
8. 始動時間： 40秒始動 10秒始動
9. 運転時間： 普通形（1Hr）
長時間形（1Hrを超え必要な運転時間）
10. 負荷の種類：
（モーターが負荷の場合）モーター出力 kW
極数 台数 用途
始動方式 始動順序
同時始動するモーター台数
（特にエレベータ、インバータ、CVCFご使用の場合はご連絡ください。）
11. 商用側（買電側）発電側との電源切替器
必要 不要